

みんなで築く国民年金

令和6年度の国民年金保険料

6年度(4月～来年3月)の保険料は、月額1万6980円です。

保険料は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付できます。市役所、東部出張所では納付できませんので、ご注意ください。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

保険料の納め忘れはありませんか

5年度分の保険料の納め忘れないかともう一度納付書を確認してください。保険料を納め忘れたまま納付期限から2年を過ぎると時効となり、納付できません。

受け取る年金額が減少したり、受け取れなくなったりする場合があります。また、障害のある

状態になったときに受け取れる

障害基礎年金や、亡くなったらに遺族が受け取れる遺族基礎年金も受け取れなくなる場合がありますので、ご注意ください。

☆詳しくは、立川年金事務所 042-523-0332へ。

学生で納付が困難な方は 学生納付特例制度の申請を

学生の方も20歳になつたら国民年金の加入者となり、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく納付が困難な方には、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

◇申請 学生証、基礎年金番号通知書または年金手帳を持つて、市役所年金係または東部出張所で

*6年度分の申請は、4月1日から受け付けます。

免除・猶予期間の保険料を追納すると受給額が減りません

保険料の免除(全部または一部)や猶予、学生納付特例制度の

申請が必要です。日本年金機構から申請のためのはがきが送付された方は、記入し投函すると申請が完了します。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

経済的な理由で納付が困難な方は免除・猶予の申請を

経済的な理由で納付が困難な方には、保険料の納付(全部または一部)が免除される制度や猶予される制度があります(配偶者、世帯主所得など要件あり)。

◇申請 基礎年金番号通知書または年金手帳、雇用保険被保險者離職票または雇用保

受給資格者証(お持ちの方)を

持つて、市役所年金係または東部出張所で

*詳しく述べは、立川年金事務所 042-523-03352へ。

60歳未満で退職したときは手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

また、退職した方に扶養されていた配偶者は、第3号被保険

承認を受けた方は、保険料を全額納めた方と比べて、将来受け取れる老齢基礎年金額が少なくなります。

ただし、免除・猶予期間から10年以内であれば、後から保険料を納付(追納)することで、通常の額を受け取ることができます。

この場合、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して2年度以内であれば、当時の保険料額のまま納付できます。

☆詳しくは、立川年金事務所 042-523-03352へ。

用語説明



- * 第1号被保険者=自営業、学生、アルバイト、無職の方など
- * 第2号被保険者=厚生年金に加入している会社員や公務員など
- * 第3号被保険者=第2号被保険者に扶養されている配偶者